

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、基礎項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

平成29年1月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病対象児童等が当該疾病に係る医療等に要した医療費の支給を行うため、認定審査を実施している。 ・同法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者に対し、医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、小児慢性特定疾病医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。
③システムの名称	医療費助成事務システム(小児慢性)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給認定・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第3項 別表第一の7の項 内閣府総務省令第5号第7条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則第2条の表17の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則第2条の表11の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	第19条7別表第二の9、26、56の2及び87の項 内閣府総務省令第7号第8条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課
②所属長	事業推進担当課長 鈴木祐子
6. 他の評価実施機関	
都内区市町村長〔八王子市長を除く〕	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4375
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4375

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報				
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱い ③	医療費助成事務システム	医療費助成事務システム(小児慢性)	事前	文言の修正
	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の7の項	番号法第9条第1項、第3項 別表第一の7の項 内閣府総務省令第5号第7条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則第2条の表17の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則第2条の表11の2の項	事前	より具体的に記載
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条7別表第二の9、26、56の2及び87の項	第19条7別表第二の9、26、56の2及び87の項 内閣府総務省令第7号第8条	事前	より具体的に記載
	6. 評価実施機関	記載なし	都内区市町村長〔八王子市長を除く〕	事前	情報連携に伴い、記載事項を追加